

学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方

現在、大半の中学校等で部活動が設置・運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっているものが少なくないが、今後、少子化や学校の働き方改革の進展、地域における文化芸術やスポーツに親しむ環境の整備充実に伴い、学校の部活動に代わり、地域において文化活動やスポーツ活動に参加していく生徒が増えていくことが想定される。現在行われている部活動は、地域移行が完了するまでの間に過渡的に設置・運営されるものと認識されるべきであり、その認識に沿って文化活動の見直しを図っていく必要がある。

こうした学校の文化活動の見直しに当たっては、関連する制度等についても、併せて検討していく必要があり、特に、生徒の文化芸術に親しむ環境や学校運営等に大きな影響を与えることになる学習指導要領、高校入試、教師の採用選考等の3点について整理するものである。

1. 学習指導要領について

大半の中学校等で部活動が設置・運営されている状況も踏まえ、部活動は教育課程外の活動ではあるが、現行の中学校学習指導要領の総則にその意義や留意点が規定されている。

今後、学校の部活動に代わり、地域において文化活動やスポーツ活動に参加していく生徒が増えていくことが想定される中、こうした部活動の地域移行の進捗状況等を踏まえながら、中学校学習指導要領の総則の部活動に係る規定についても適切なタイミングで検討・見直しを行っていく必要がある。

(1) 現行の中学校学習指導要領の総則に基づく適切な部活動の運営

昭和26年に制定された中学校学習指導要領において、特別教育活動としての「クラブ活動」の規定は設けられたが、部活動の規定は特になかった。その後、昭和52年改訂の中学校学習指導要領において「学校において計画する教育活動でクラブ活動と関連の深いものについても、適切に実施できるように配慮する必要がある」として、「学校において計画する教育活動でクラブ活動と関連の深いもの」である部活動について、適切に実施できるように配慮する必要がある旨の規定が設けられた。

その後、平成元年の改訂において、「部活動に参加する生徒については、当該部活

動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする」と規定され、正規の教育課程の特別活動の一つである「クラブ活動」の代替となりうるものとして位置づけられた。この制度は、平成 10 年の改訂により、必修クラブ活動が廃止されたことに伴い、廃止となった。

平成 20 年に改訂された中学校学習指導要領の総則において、部活動の意義や留意すべき事項が初めて設けられ、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」と規定された。これは、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（中央教育審議会答申・平成 20 年 1 月）によれば、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である」との理由から設けられたものである。

平成 29 年の改訂においては、平成 20 年改訂での規定に「持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」旨が追記された。

①現状と課題

- 上述の通り、平成元年の改訂において正規の教育課程の特別活動の一つである「クラブ活動」の代替とすることができると規定されていたことも影響して、「クラブ活動」が廃止されたにもかかわらず、一部の学校においては、部活動に生徒全員を強制加入させるような、部活動の本来の趣旨とは異なる運用が行われている¹。
- 現行の中学校学習指導要領に部活動が「学校教育の一環」として位置づけられていることから、部活動は必ず学校において設置・運営しなければならず、また教師が指導しなければならないなどの誤解が生じているとの指摘もある。
- 中学校学習指導要領においては、「教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされており、文化部活動は、特に教科の音楽や美術との関連が図られる必要がある。

現行の中学校の音楽科においては、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊か

¹ スポーツ庁「運動部活動等に関する実態調査」（平成 29 年度）では、生徒の部活動への所属方針について、公立中学校の 30.4%が「全員が所属し、活動も原則参加する」としている。

に関わる資質・能力の育成を、美術科では、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力の育成を目指している。

これは、生徒がその後の人生において、音楽や美術に主体的に関わり心豊かな生活を営むことにつながることであり、音楽科であれば、歌う、楽器を演奏する、音楽をつくる、聴くなど様々な関わり方の形があるが、そのいずれもが、生活の中の音や音楽の働きを自覚し、音楽文化を継承、発展、創造することにつながる。

さらに、音楽科では、生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようするなど、生徒や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるように配慮することとしている。

美術科においても、美術に専門的に関わる人もいれば、余暇に絵や陶芸を制作したり美術館で鑑賞に親しんだり、美術の文化遺産を見るために寺社や博物館などを訪れたりする人もいる。また、日常の中にある建物など人工的な造形や紅葉など自然の造形を見て美しさを感じ取り味わったり、写真に残したりする人もいるなど、様々な関わり方がある。このように、生活の中で造形的な視点をもって身の回りのものからよさや美しさなどを感じ取ったり、形や色などによるコミュニケーションを通して多様な文化や考え方に接して思いを巡らせたりすることで心豊かな生活を形成することにつながっていくものである。

さらに、鑑賞の題材については、美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりすることとしている。

今後、地域移行が完了するまでの間に設置・運営される文化部活動は、このような視点を重視した活動とし、生徒一人一人が、芸術や芸術文化と主体的に関わることができるように、学校内及び学校外における文化活動とのつながりを意識することができるようにしたり、地域の実態に応じて、文化施設等と連携を図ったり、積極的に活用したりすることなどにより、より参加しやすい活動としていく必要がある。

②求められる対応

○ 中学校等において、部活動の地域移行に向けた取組が進められている間、文化部活動が設置・運営される場合には、現行の中学校学習指導要領の趣旨を十分に踏まえた活動が、どの中学校等においても実施される必要がある。そのため、以下のような課題について、国から必要な指導内容について通知を発出することなどにより、学校の教職員や生徒、保護者等の理解を促進していく必要がある。

- ・ 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、生徒の意思に反して強制的に加入させることは部活動の趣旨に合致せず不相当であること

- ・ 部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得ること
- ・ 地域移行が完了するまでの間に文化部活動を実施する場合には、学校の業務として行われるが、必ずしも教師が担う必要のない業務であり、教師に限らず部活動指導員や外部指導者など適切な指導者の下で行われるものであること
- ・ 文化部活動においては、生徒一人一人が生活や社会の中の芸術や芸術文化と主体的に関わることができるように、学校内及び学校外における文化活動とのつながりを意識することができるようにしたり、地域の実態に応じて、文化施設等との連携を図ったり、積極的に活用したりすることなどにより、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等とするなどの工夫を行うこと
- ・ 地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を積極的に行うこと
 例えば、地域での文化芸術に親しむ環境の整備充実に資するよう、地域の文化芸術団体等と協力して、その中学校等の生徒だけでなく、近隣の中学校等の生徒や地域住民も一緒に文化活動を行う等の工夫を行うことが考えられること

(2) 中学校学習指導要領の次期改訂の際における見直し

①現状と課題

- 現行の中学校学習指導要領は、多くの学校で部活動が設置・運営されていることを前提とした規定となっている。
 今後、少子化や学校の働き方改革の進展、地域における文化芸術やスポーツに親しむ環境の整備充実に伴い、地域において文化活動やスポーツ活動に参加していく生徒が増えていくことが見込まれるが、そのような状況に合致したものとする必要がある。

②求められる対応

- 現行の中学校学習指導要領の「第1章 総則」の「第5 学校運営上の留意事項」において、「1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等」の部分に、学校が行うカリキュラム・マネジメントや学校評価、部活動等に係る留意事項が規定されており、「2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携」の部分に、家庭や地域の人々とともに生徒を育ていく観点から家庭や地域社会と

の連携等が規定されている。

- 学習指導要領は、およそ 10 年に 1 度改訂されており、中学校学習指導要領は直近では平成 29 年に改訂されている。今後、地域における文化芸術やスポーツに親しむ環境の整備が進められ、地域において文化やスポーツ活動に参加していく生徒が増えていくことが見込まれる状況を踏まえ、そのための体制整備の状況も見据えながら、次期改訂のサイクルに合わせ、中学校学習指導要領の総則における部活動に係る規定を見直すことも検討する必要がある。
- 今後、部活動はどの学校においても必ず設置・運営されるものではなく、地域の文化芸術やスポーツに親しむ環境が整備されるまでの間に設置・運営される場合を想定して、「1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等」の部分に規定されている部活動の意義や留意事項については、例えば、削除することや、地域で文化芸術やスポーツに親しむ環境が整備されるまでの間、中学校等に設置・運営される部活動の規定であることを明確化し、そのような部活動に求められる留意事項を規定することなどが考えられる。
- また、今後、地域における文化芸術やスポーツに親しむ環境の整備が進められ、学校に代わり地域において文化やスポーツ活動等に参加していく生徒が増えていくことが見込まれる状況を踏まえ、学校は家庭や地域で文化芸術等に関わる人々とともに生徒を育てていくことがより求められていく。
そのため、「2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携」の部分に、学校は教育課程の編成及び実施に当たっても、地域における文化芸術団体等と連携協働を深める旨を規定することが考えられる。

2. 高校入試について

高校入試は、実施者である各都道府県や学校ごとに仕組みが異なるが、大きく分けて、主に学力検査や面接、調査書等により合否を判定する一般入試と、スポーツや文化、理数などで卓越した能力を持つ者等を選抜する推薦入試に分かれる。

入試については、平成 31 年中教審答申において、「一部の保護者による部活動への過度の期待等の認識を変えるため、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等も検討すべきである」と指摘されており、改善が求められている。

また、今後、少子化や学校の働き方改革の進展、地域における文化芸術やスポーツに親しむ環境の整備充実に伴い、学校部活動に代わり、地域において文化やスポーツ活動

等に参加していく生徒が増えていくことが見込まれることを踏まえ、学校外での活動も含めて、どのように高校入試で評価していくことがふさわしいのかを検討する必要がある。

(1) 一般入試

①現状と課題

- 従来、入試においては、学力検査や各教科の成績のみならず、学校部活動を含めた学校内外の諸活動を評価の対象とすることを可能とし、生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価し、これを活用していくことが求められてきた。

一方で、学校部活動や地域の活動等（以下「学校部活動等」という。）における活動歴や大会成績は、学習成績と異なり、各都道府県の入学者選抜実施要領等において評価基準や配点等が決められておらず各高等学校の裁量に委ねられている事例が多い。また、各高等学校において評価する場合であっても、その配点等について公表されている場合もあれば、公表されていない場合もある。そのため、一般入試において、実際に評価の対象となっているのか、評価の対象となっている場合にはどのように評価されているのかなどが、中学校等や生徒、保護者にとって、必ずしも明確にはなっていない状況がある。

- また、中学校等において作成される調査書についても、学校部活動等の活動歴や大会成績等の簡略な記述であることが多く、調査書の記載のみでは、生徒の多様な個性や能力・適性を多面的に評価することは困難である。

- 学校部活動等の活動歴や大会成績が、入試における合否判定の資料の一つである調査書に記載されることや面接等においてアピールできる材料となることなどから、生徒や保護者が高校入試の際に有利になることを過度に期待して、大会で良い成績を出すことを求め、学校部活動の過熱化や長時間化を招いている一因となっているとの指摘もある。

また、生徒や保護者が高校入試の際に不利になることを危惧して、実際には学校部活動への加入を希望していないにもかかわらず、形式的に加入することや、途中で退部や他の部に移りたいと思っても、3年間同じ活動を継続する事例があるとの指摘がある。

- 他方、調査書の作成は記載内容に間違いがないよう、作成には細心の注意が払われるため、学校部活動等の状況を調査書に記載するに当たっては、生徒が所属する

部活動の顧問や生徒自身から丁寧に情報収集を行っている。

現在でも、調査書にはボランティア活動等、校外での活動も記載するものとされているが、今後は地域で参加する生徒が増えていくことが想定される中、従来、部活動の顧問等から行っていた情報収集を校外から行わなければならない、評価の見直しに当たっては、教師の負担の増加にも配慮が必要である。

① 求められる対応

- 高校入試において、各高等学校の定める入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を踏まえて、生徒の多様な個性や能力・適性を多面的に評価することは重要である。このため、学校行事や生徒会活動等の特別活動や学校部活動、地域での活動等の学校内外での活動を通じて主体的に学んだことやそこから見えてくる生徒の長所、個性や意欲、能力を、進学動機や進学後に学びたいこと、将来の進路希望などとの関連も含めて、多面的に加点方式で評価していくことは有意義である。
- しかし、調査書に記載される簡略な学校部活動等の活動歴や大会成績のみの記述では、多面的な評価を実施するには不十分であると考えられる。学校内外の活動については、調査書における記述のみならず、生徒による自己評価資料（例えば、進学動機や進学後に学びたいこと、これまで主体的に取り組んだことなどを記述した資料）や、面接や小論文など入試全体を通じて、生徒の個性や意欲、能力を多面的に評価していくことが望ましい。
- このため、調査書に学校部活動等について記載する際には、単に活動歴や大会成績だけではなく、活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力（例えば、自ら取り組もうとする意欲や態度、責任感、協調性など）に言及するなど、記載を工夫する必要がある。

ただし、前述の通り、調査書の作成には教師の負担も伴うこと、今後は学校部活動から地域の活動に移行することも踏まえ、あくまでも調査書だけではなく、入試全体を通じて評価することを前提として、必要以上に調査書の記載量を増やさないよう留意することも必要である。
- また、生徒や保護者が、学校部活動等における活動歴や大会成績が高校入試で評価されると認識していることによって、自主的・自発的な活動である学校部活動等の本来の趣旨を損なうような状況になってしまうことは改めなければならない。
- 高校入試の実施者である都道府県教育委員会等に対しては、これらのことを踏ま

え、学校部活動等の学校内外における活動の高校入試における評価の在り方について、こうした課題も踏まえて検討するよう、国から指導助言する必要がある。

あわせて、高校入試において学校部活動等の諸活動をどのように評価するのか、評価の観点や配点等について入学者選抜実施要領や各高等学校のホームページ等において明示し、生徒や保護者の正しい理解を促進することを指導助言する必要がある。なお、その際には、調査書における学校部活動等の活動歴や大会成績を機械的に点数化することはなく、また、学校部活動等に参加していないことや、途中で退部や他の活動に移ったことをもって高校入試の評価において不利に取り扱うことのないことも併せて周知すべきである。

(2) 文化的な活動を評価する推薦入試

① 現状と課題

- 一部の高等学校においては、例えば、吹奏楽など文化的な活動の実績を評価する推薦による選抜（以下「文化による推薦入試」という。）を実施し、大会成績や実技検査などを基にして選考している。
- こうした選抜に関連して、文化による推薦入試による高校進学を目指している一部の生徒やその保護者が、大会の成績にこだわり、中学校等や文化部活動の顧問に対して長時間にわたる練習や頻繁な大会参加、優れた指導者の配置などを求め、文化部活動の過熱化を招いているとの指摘がある。また、そのような文化部活動に、文化芸術を楽しみたいと思っている生徒や歌や楽器、絵を描くことなどが苦手だが文化芸術に親しみたいと思っている生徒等も参加している場合、それらの生徒が望む活動とはかけ離れたものになってしまうことがあり得る。さらに、文化による推薦入試での高校進学を目指す生徒は、部活動の中心的役割を担うなど、その保護者も含めて、文化部活動の運営への影響力が強く、他の生徒や保護者の意見や、顧問の考えが排除されてしまうこともあり得る。

② 求められる対応

- 学校の文化部活動は、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒など、どの生徒にとっても活動しやすい場であるべきである。一方、文化による推薦入試による高校進学を目指すような生徒にとってふさわしい高度な練習ができる環境を確保し、高い大会成績を重視した活動を行うことは、学校の文化部活動の趣旨・目的と必ずしも一致するものではない面があると考えられる。特に公立中学校等では指導体制や施設設備を整える観点からも困難な面がある。

- そのため、中学校等においては、文化的な活動の能力が卓越しており大会での成績を重視する生徒や保護者から、学校の文化部活動に対して様々な要望があっても、学校の文化部活動の趣旨・目的に照らして、十分応えられないことがあることを理解してもらう必要がある。
- 一方で、そのような生徒にとってふさわしい活動ができる場を確保することも大切である。そのため、地域においてこれらの生徒にふさわしい活動がない場合には、各地方自治体において、地域の文化芸術団体等と連携・協力して、速やかに地域における文化芸術に親しむ環境の整備を進める必要がある。

3. 中学校等の教師の採用選考・人事配置等について

平成 31 年中教審答申において、「教師の本務は授業であり、限られた時間の中で授業準備がおろそかになるほどまでに部活動に注力することは適切ではないが、部活動に過度に注力してしまう教師の存在も指摘されていることから、教師の意識改革も必要である。このため、教育委員会は、採用や人事配置等において、教師の部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すべきである」とされている。こうした観点から、教師の採用や人事配置等の改善が求められている。

また、今後、少子化や学校の働き方改革の進展に伴い、学校に代わる活動に参加する生徒が増えていくことが想定される。また、地域移行が完了するまでの間、維持される学校の部活動においても、教師ではなく部活動指導員や外部指導者が指導に当たることが増えていくことが想定される。このような状況を踏まえて、教師の採用や人事配置等における部活動指導に係る能力や意思等の評価の在り方などを見直していく必要がある。

① 現状と課題

- 教師の採用においては、教師の本来職務である学習指導や学校運営等に係る能力や使命感、責任感等を総合的に評価して選考されている。これまでは教師が部活動指導を担うことが多いため、都道府県及び政令市教育委員会における公立中学校等の教師の採用選考においては、部活動指導に係る意欲や指導できる文化・スポーツ活動などについて、面接や志願書類などを通じて把握し、評価しているところもある。
- しかし、今後は、学校に代わり地域での活動に参加する生徒が増えていくとともに、教師ではなく部活動指導員や外部指導者が指導に当たることが増えていくこと

が想定され、教師が部活動の指導に直接従事する機会は減少していくことが見込まれる。

そのため、教師の採用に当たり、部活動指導に係る意欲や能力を評価して選考を行うことは、教師として担う機会が減少していくものを評価することとなり、本人の意欲や能力と、採用後に教師として担う職務とのミスマッチを生じさせる恐れがある。

- 既に採用され勤務している教師についても、平成 31 年中教審答申でも指摘されているように、意識改革を進めるため、教師の人事配置や人事評価において、部活動に係る意欲や能力を過度に評価しないようにしていく必要がある。

本来、教師の人事配置については、教師の本来職務である学習指導や学校運営等に係る能力や実績等を踏まえて適材適所で配置先が決められるべきである。一方で、教育課程外である部活動指導に係る能力や大会成績等の実績が、学習指導等に係る能力や実績よりも重視されて配置先の学校が決められている事例や、人事評価においても、部活動指導に係る能力や大会成績等が過度に評価されている事例もあるとの指摘がある。そのため、教師の中には運動部活動の大会成績等の実績をあげるため、部活動に過度に注力する者もいるとの指摘がある。

- このほか、特に新規採用の教師については、教師として必要な資質能力を身に付けることが重要であるため、初任者研修や学校内研修、授業の準備や評価等のための十分な時間が確保できるよう、部活動指導においても配慮する必要がある。また、育児や介護等の事情により、部活動指導が困難な教師への配慮も必要である。

② 求められる対応

- 公立中学校等の教師の採用選考に当たっては、学校における部活動の状況や地域における文化芸術やスポーツに親しむ環境の整備状況等も踏まえ、面接等に際して、教師が部活動の指導をすることを前提として部活動指導に係る意欲や能力等を評価（部活動で指導できる文化やスポーツ活動の種類や、経験のない活動も含めて顧問として部活動の指導をする意思があるかどうかを聴取するなど）している場合は、今後、見直す必要がある。

そのため、国から各都道府県及び政令市教育委員会に対して、公立中学校等の教師の採用選考に当たり、部活動指導に係る意欲や能力等について評価していることがあれば、学校における部活動の状況や地域における環境の整備状況等も踏まえ、適切に見直していくよう指導助言する必要がある。

- 教師の人事配置において、部活動指導に係る能力や意欲、実績等を過度に評価しないようにしていく必要がある。そのため、公立中学校等の教師の人事配置に当たり、部活動指導に係る能力等を過度に評価していることがあればそれを改めていく必要がある。
- 教師の人事配置に当たり部活動指導に係る能力等を過度に評価せずすむよう、部活動指導員の配置を進めるとともに、生徒が地域で活動に参加できる環境の整備充実を積極的に進めていく必要がある。
- このほか、教師として必要な資質能力を身に付ける必要のある新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化することも必要である。